

# 鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針

～市民と行政とのパートナーシップで進める地域づくりの新しい仕組みについて～

鹿 屋 市

平成22年1月

# 目 次

はじめに .....	- 1 -
<b>第 1 章 基本指針策定にあたって.....</b>	<b>- 2 -</b>
1 基本指針策定の背景.....	- 2 -
2 市民活動団体（NPO）とは .....	- 4 -
3 指針の目的.....	- 5 -
<b>第 2 章 共生・協働で進めるまちづくりをはじめのまえに .....</b>	<b>- 6 -</b>
1 協働という言葉がなぜ生まれたのか .....	- 6 -
2 共生・協働とは.....	- 7 -
3 共生・協働のまちづくりの進め方 .....	- 8 -
<b>第 3 章 地域内分権のすすめ .....</b>	<b>- 11 -</b>
1 地域力向上と住民自治の拡充 .....	- 11 -
2 地域コミュニティづくりのために（町内会の統合・再編の推進） .....	- 12 -
3 町内会と市民活動団体との連携から創出する地域コミュニティ.....	- 13 -
4 コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の構築.....	- 14 -
<b>第 4 章 行政が果たすべき役割 .....</b>	<b>- 16 -</b>
1 市民活動が行いやすい環境づくり .....	- 16 -
2 庁内体制の環境整備.....	- 17 -
3 共生・協働で進めるまちづくり制度の確立 .....	- 19 -
<b>参考資料 .....</b>	<b>- 20 -</b>
○ 共生・協働で進めるまちづくり基本指針の策定までの経緯.....	- 20 -
○ 鹿屋市協働まちづくり推進委員会設置要綱 .....	- 21 -
○ 鹿屋市協働まちづくり推進委員会委員名簿 .....	- 22 -
○ 鹿屋市共生・協働推進検討委員会設置要領 .....	- 23 -
○ 鹿屋市共生・協働推進検討委員名簿.....	- 24 -

## はじめに

本市は、将来にわたって自主自立できる自治の基盤・システムづくりを進めるために、平成18年3月に行政経営改革大綱を策定し、行財政の効率化・健全化を推進するとともに、市民と共に知恵を出し合い、「市民との協働」によるまちづくりを進め、新しい市民協働社会の実現を目指すこととしており、また、平成20年4月に策定しました、「鹿屋市総合計画」においては、「市民と行政が協働する市民が主役のまちづくり」を基本方針の1つとして位置づけ、市民参加のもとで計画的なまちづくりを推進しております。

また、本市ではあらゆる分野において、町内会や各種団体などの自主的な活動や奉仕作業をはじめ、有形無形の協力を得ながら市民活動が行われており、これらは、広義に解釈すれば協働として捉えることができるもので、さらに持続、発展させることが重要であります。

今後は、本格的な住民自治を目指して、これまで以上に、市職員が地域のために協働事業を創出する職員力と住民のやる気（市民力）が求められており、地域の活力（地域力）を向上させるために、市民と行政が、より一層の協力関係を構築していく事が重要であると考えます。

こうしたことから本市では、市民との「共生・協働」を柱とした「ひと・まち・産業が躍動する健康・交流都市 かのや」の形成にふさわしい、共生・協働の基本指針を定めるため、平成20年7月に様々な分野で活動している15名の市民からなる鹿屋市協働まちづくり推進委員会を発足し、協働についての考え方や進め方などについて意見提言をいただいたところであり、この意見提言などを踏まえ、共生・協働の理念を広めるための方策や実効性を高めるための仕組みなど、市の基本的な考えをまとめ、意見公募手続（パブリック・コメント）を実施し、「鹿屋市共生・協働で進めるまちづくり基本指針」を策定しました。

今後は、この基本指針に基づき、市民による市民のための市政を柱とした市民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、「共生・協働で進めるまちづくり」に邁進してまいります。

平成22年（2010年）1月

鹿屋市長 山下 栄

## 第1章 基本指針策定にあたって

### 1 基本指針策定の背景

#### (1) 少子高齢化と人口減少

鹿屋市では、平成18年に105,512人の人口が、平成27年には102,978人と約2.5%減少すると予測されています。高齢化率(65歳以上)は、23.8%から27.7%に増加し、逆に少子化率(15歳未満)は、15.7%から14.2%に減少すると見込まれ、少子高齢化と人口減少は、益々進んでいくと考えられます。

#### 鹿屋市の人口等の推移

【平成21年度4月1日現在】

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成27年度 (推計)
人口	105,512	105,448	105,205	104,813	102,978
高齢化率 (%)	23.8	24.2	24.4	24.7	27.7
少子化率 (%)	15.7	15.6	15.5	15.4	14.2

#### (2) 町内会活動及び機能の低下

産業・経済発展による「便利な世の中」とともに生活の利便性のみを追及する都市化が進み、結果的に隣人や地域とのつながりが希薄となり、地域住民の助け合いや倫理(モラル)の意識が低下しています。

その結果、これまで地域社会を支えてきた町内会は、加入世帯率の低下や活動の担い手となる役員の確保が困難になるなど、共同体としての機能が低下しつつあり、地域住民も価値観や課題を共有していくことが難しくなっています。

#### 鹿屋市にある町内会の組織状況の推移

【平成21年度4月1日現在】

年度(平成)	8	13	18	19	20	21
自治会・町内会数	309	309	308	305	213	213
総世帯数(世帯)	41,198	42,346	43,123	43,284	43,752	44,150
加入世帯(世帯)	35,141	34,494	33,949	33,435	33,283	33,440
加入率(%)	85.3	81.4	78.6	77.2	76.1	75.7

#### (3) 市民ニーズの多様化

住民の生活様式・交通機関・情報手段の発達による生活圏域の拡大によって、地域が抱える課題は、多様化・複雑化しており、住民も行政も自分たちだけで解決できない課題が増えてきています。

#### 住民も行政も自分たちだけで解決できない課題

ゴミ問題	資源ゴミの抜き取りや管理上のトラブルが住民間で発生している。
空き地・空き家問題	不動産管理者が不明で連絡の取れない物件があり、地域で問題解決ができない。
単身(独居)高齢者問題	孤独死が発生している。
子育て問題	近所づきあいのない母親の子育て相談等が増えている。

#### (4) 市民活動の活発化

平成10年のNPO法の制定を契機にNPO法人やボランティア団体などが、それぞれの分野で、自らが保有する能力やノウハウを活用しながら主体的にまちづくり活動に取り組むようになりました。その波は、まだまだ小さいものの、『自分たちで出来ることは自分たちの手で』という気運は徐々に高まってきています。

年度(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
NPO法人数	1	4	7	9	15	22	33	38	40

参考：ボランティア団体数：58 【平成20年度市民活動団体実態調査結果より】

#### (5) 地方分権の動き

行政の分野においても、これまでの中央集権的な仕組みを改め、地方がそれぞれの特色を活かしたまちづくりを進められるよう国と地方の関係を見直し、地方分権が進められています。

このような地方分権の方向性は、国と県・市の関係の見直しだけでなく、市と地域コミュニティとの関係にも求められています。

#### 鹿屋市に移譲された事務

年度(平成)	19	20	21
移譲事務件数	11	17	19

例：特定非営利活動法人の設立認証、届出の処理等、建築確認事務、都市計画区域内の土地等の譲渡に関する届出の処理等

#### (6) 行財政改革への対応

極めて厳しい財政状況の中で、持続可能な財政基盤を構築するために、「公共サービスは行政が担うもの」という従来の固定的な考え方を見直し、市民と行政が一体となり、役割分担しながら公益を増進していく新たな仕組みが必要になっています。

#### 鹿屋市の歳出額の推移

年度(平成)	17	18	19	20
歳出額(千円)	45,407,024	43,730,248	38,190,735	36,858,848

#### 鹿屋市の職員(臨時職員を含む。)数

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
職員数(人)	1,034	1,021	985	948
臨時職員数(人)	437	458	369	369

#### 鹿屋市指定管理者制度の導入状況の推移

区分	17年度	18年度	19年度	20年度
新規導入実績/330施設	1施設	42施設	187施設	197施設
進捗率(%)	0.3	12.4	57.0	59.4

## 2 市民活動団体（NPO）とは

### 市民活動の定義

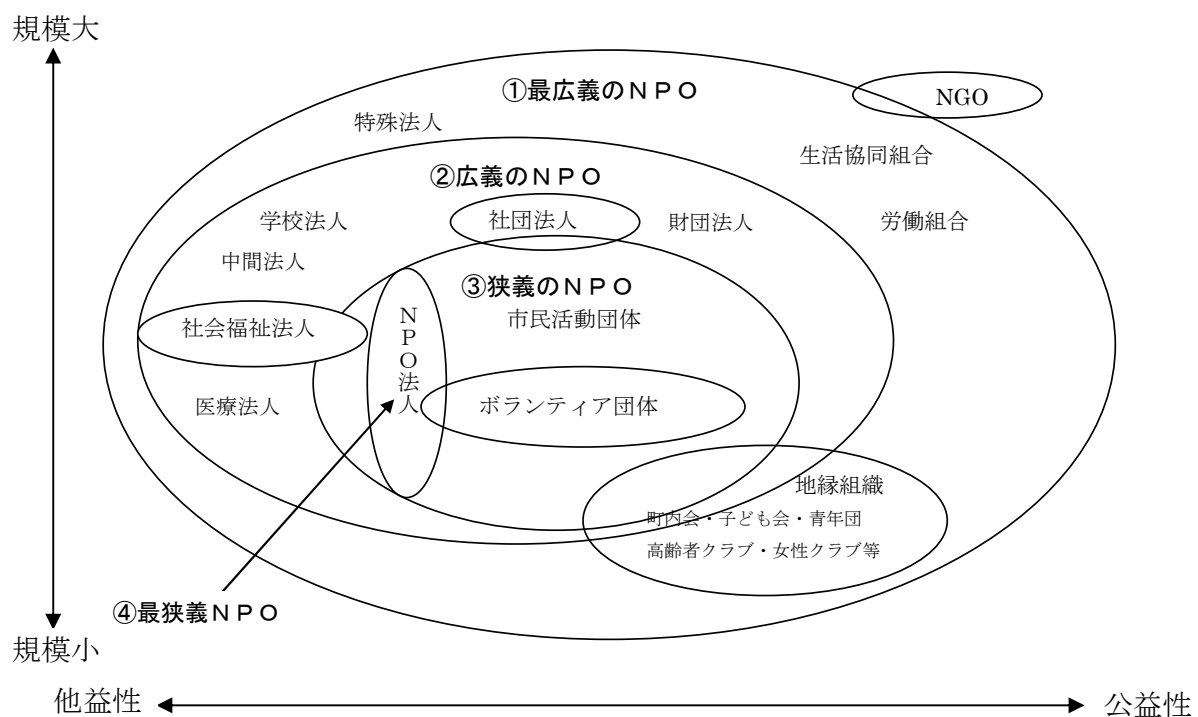
この指針では、市民活動を推進するにあたり、次のように「市民活動」と「市民活動団体（NPO）」を定義します。

「市民活動」：営利を目的とせず不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、市民が自主的・自発的な意志に基づき自立的に行うもの。  
 （ただし、政治的・宗教的活動は含まない。）

「市民活動団体」：市民活動を行う団体。具体的には、法人格を持つNPO法人及び法人格を持たないボランティア団体、その他市民活動団体を指すこととします。

### 市民活動の概念の整理【多様なNPOと定義上の関係】

NPOとは、「Non Profit Organization」の略称です。日本では、民間非営利組織と訳されており、民間の営利を目的としない団体の総称です。NPOの概念については、下図の4段階のイメージに整理しました。



- ① 公益団体を含んだ全ての民間非営利団体を指す場合（最広義）
- ② 制度化された財団法人や社団法人等を含んだ公益的な民間非営利団体を指す場合（広義）
- ③ ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する住民の社会参加を行う市民活動団体を指す場合（狭義）
- ④ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）を指す場合（最狭義）

※NPO：法人格の有無に関わらず、ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する市民活動団体

### 3 指針の目的

#### (1) 総合計画の推進

こうした背景（2・3ページ参照）を受け、平成20年4月に策定した『鹿屋市総合計画』においては、基本構想の一つに「共生・協働社会の構築」を掲げ、これまで行政が独占的に公共サービスを直接担うまちづくりのあり方から市民、市民活動団体、事業者等がそれぞれの果たすべき役割と責任を再認識し、地域における福祉活動や人づくりなど、様々な分野での活動を主体的に行う、住みよい魅力あるまちづくりを進め、将来都市像である「ひと・まち・産業が躍動する健康・交流都市 かのや」の実現を目指していくこととしています。

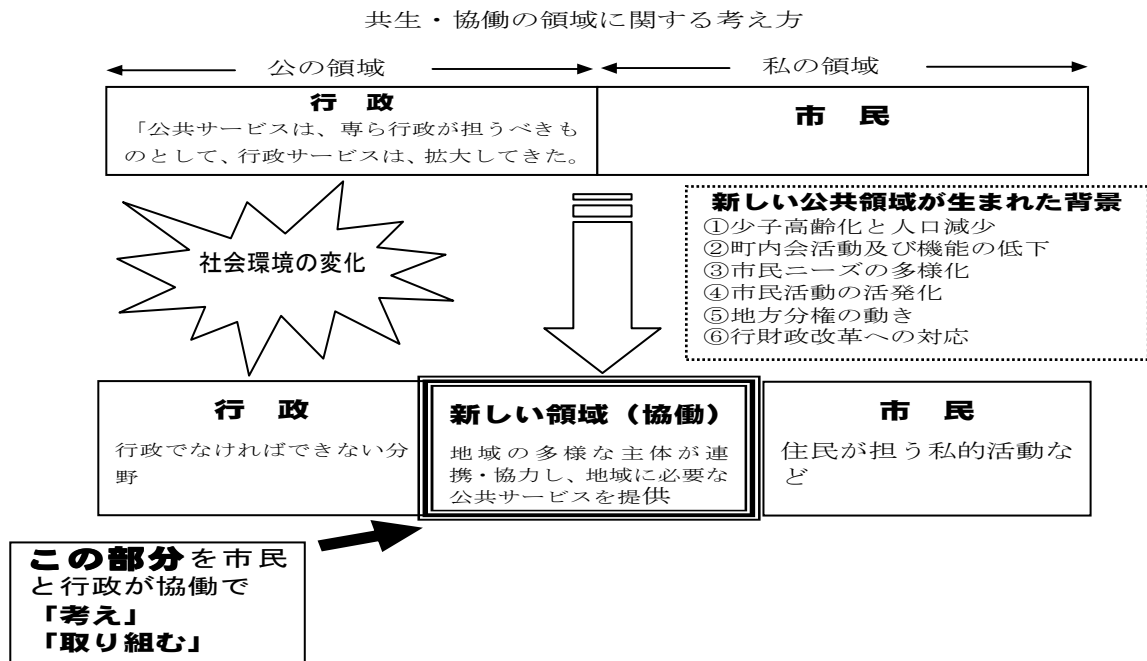
#### (2) 協働の推進

市民と行政との協働を進める目的は、市民と市職員が相互理解のもとに信頼関係を築き、深めながら、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことで、市民ニーズに的確かつ迅速に対応した効果的なサービスを提供することです。

今後、市として市民との協働をさらに推進するにあたっての基本的な考え方やまちづくりのあり方などを示す指針を策定するものです。

## 第2章 共生・協働で進めるまちづくりをはじめのまえに

### 1 協働という言葉がなぜ生まれたのか



協働で進める新しい領域は、市民の多様なニーズに対し、効果的な公共サービスを提供するために、市民と行政が役割分担を明確にする必要があり、市民の主体性の下に行う領域、行政の主体性の下に行う領域、協働により取り組む領域など、様々な領域が存在しますが、それぞれの領域は時代によって変化していくものです。

こうした様々な領域の中で、協働にふさわしい領域は、両者が市民の利益（公益）の実現という目的を共有でき、協力できる部分です。協働にふさわしい領域はあらかじめ固定的に考えるのではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきです。

また、協働の場面は様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実施、検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考え、市民と行政の能力や特性が活かされた協働事業に取り組み、共生・協働社会を構築していく必要があります。

そこで、協働で進める新しい領域を次のように分類してみました。

公共の領域				
←———— 協働の領域（新しい公共） ———→				
①行政主体 行政が自らの責任で処理していく領域	②行政主導 行政主導の活動で市民参加を求める領域	③協力・連携 市民と行政が協力・連携して事業を執行する領域	④市民主導 市民主導の活動で行政の協力が必要となる領域	⑤市民主体 市民が自主的・自発的に行動する領域
<b>行政の活動領域（公助）</b>			<b>市民活動の領域（自助・互助）</b>	
例：各種公共事業、施設整備事業、許認可、行政処分等	例：行政計画策定への参画、パブリックコメント、市民協議会等	例：イベント企画型実行委員会、NPOとの協働事業等	例：補助金を活用した事業、まちづくり活動交付金等	例：自治組織、地区の行事、個人、団体のボランティア活動等



## 2 共生・協働とは

### (1) 共生・協働の定義

この指針では、「共生・協働」を次のように定義します。

「鹿屋市に暮らす市民が相互に、または、市民と行政が、信頼と理解のもとに一体となり、お互いの能力や特性を活かしながら、地域の実情に合ったより良いまちづくりの実現という目的を共有し、それぞれの地域にある課題解決と魅力あるまちづくりを計画し、みんなで連携・協力して取り組み、地域福祉の向上に努めること。」とします。

ここでいう市民とは、住民、町内会、ボランティア団体・NPO など各種団体、企業など、市内に居住したり、市内で活動している全ての個人や団体をいいます。

### (2) 共生・協働推進の意義

高度化・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するためには、公平性・平等性を基本とする行政だけでは限界があります。これに対して市民活動は、個々の市民ニーズをより身近に捉え、独自の判断に基づき、よりの確できめ細やかに対応する柔軟性、機動性などの特性を有します。

今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、市民と行政が様々な領域において、それぞれの特性や能力を活かしつつ、お互いに協力し、相互補完的關係を保ちながら、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくことが重要です。

### 3 共生・協働のまちづくりの進め方

#### (1) 基本理念

市民と行政は、協働のまちづくりのため、対等な立場で、補完性の原則に基づき、相互に補完し合い、同じ目線でお互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら、汗を流していくことを基本とします。

市民と行政とが互いの役割を果たし、自己変革をしながら協働を進めるなかで、市民力と職員力を結集し、一体となって地域力を高め、豊かな鹿屋市を創造していくことを目指します。

これからの自治をめぐる市民と行政の関係は、「できることは他人に依存せず（自助）、できないことはできる人や地域が補い（互助）、それでもできないことを行政が補う（公助）」という「補完性の原則」を基本として、市民力と職員力が息づく社会の実現が求められます。

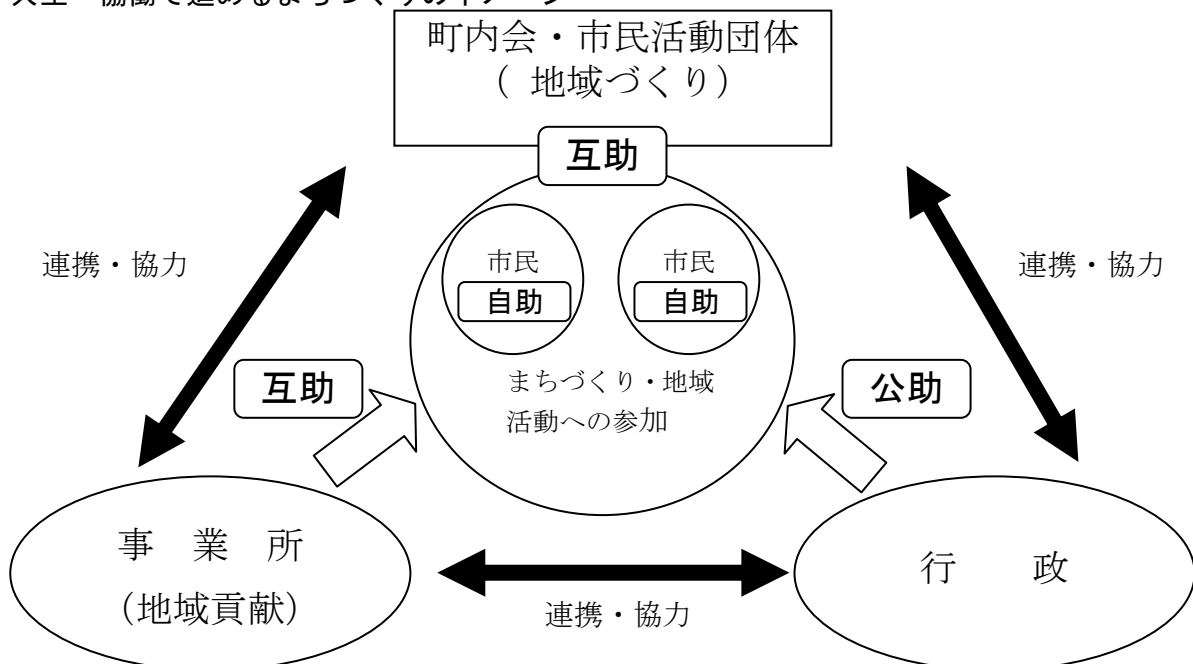
今後は行政が地域社会における公共・公益的なサービスのすべてを市民に提供するという発想ではなく、どうすれば市民力が発揮できるか、公共・公益的なサービスを提供できる市民活動団体（NPO・ボランティア）や町内会などと協働していけるかについて、考え、取り組む仕組みづくりが必要です。

そのためには、鹿屋市における多様なまちづくり協働実施主体が、お互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら、汗を流していける環境の整備が必要で、これからの行政は、市民と同じ目線で協働していく姿勢をもって、情報を積極的に提供し、それぞれの優れた英知や技能を受け入れ、地域の力を結集し、活かしていく方向へと施策の転換を図りながら、市民活動が行いやすい環境整備などの役割を担っていかなければなりません。

現在、市民が安心して、楽しく市民活動に取り組めるように市民活動総合補償制度を創設し、共生・協働で進める地域づくりを実践する市民とのパートナーシップ推進事業を実施しています。

こうした取り組みによって、まちづくりの協働実施主体が公共・公益な領域を継続して担うことができるような自立化をめざして、特性や能力の違いを認め、他の主体と協働し、共に学び育っていこうとする姿勢で共生・協働によるまちづくりを進めていきます。

#### 共生・協働で進めるまちづくりのイメージ



## (2) 共生・協働を進めるための役割

協働のまちづくりを効果的に進めるために、それぞれのまちづくり主体が次の役割を担っていきます。

自 助	<b>①市民一人ひとりの役割</b> 地域社会へ関心を持ち自らできることを考え、地域活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動等の市民活動を通じたまちづくりの推進に参加・協力します。
互 助	<b>②町内会の役割</b> 市民の生活に密着した地域組織である町内会については、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合う新しいコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。 また、地域の伝統文化を継承し、地域活動を活性化させるため、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。 さらに、地域の課題解決や夢のあるまちづくりの担い手として、市民活動団体や行政との連携を図り、主体的に協働のまちづくりを推進します。 <b>③市民活動団体の役割</b> 市民に自己実現の場や社会参画の機会を提供し、市民活動の促進・拡大を図るとともに、地域組織＝町内会や他の活動団体との連携により、活動の充実と団体の自立化を図ります。また、活動内容を積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めます。 <b>④事業所の役割</b> 地域社会を構成する一員として、社会貢献活動としての市民活動に対する参加や助成などにより協力し、協働のまちづくりの推進に努めます。
公 助	<b>⑤行政の役割</b> 市民と連携・協力して公共的な課題の解決を目指していく協働について、職員の意識改革を図ります。また、社会に貢献する活動を推進するため、市民が活動しやすい基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを促進します。

### (3) 共生・協働で進めるまちづくりの基本原則（基本姿勢）

#### ① 自立、自主性尊重の原則

互いの組織が、自らが持つ問題解決意識、事業実施に対する責任感を尊重し、将来にわたって自立した団体として支え合い、又個別、複雑、多様化した公共的課題を解決するためには、多くの**市民参加、市民参画**が求められますが、協働の名の下に決して強制されるものではなく、明確に目的を見据えて自立、自主性を尊重して協働することが重要となります。

#### ② 対等、相互理解の原則

それぞれが対等の立場に立って取り組むことが必要で、上下の関係ではなく横の関係であることを常に意識し、又相手の立場も状況を理解しながら協働を進めることが求められます。

#### ③ 目的共有の原則

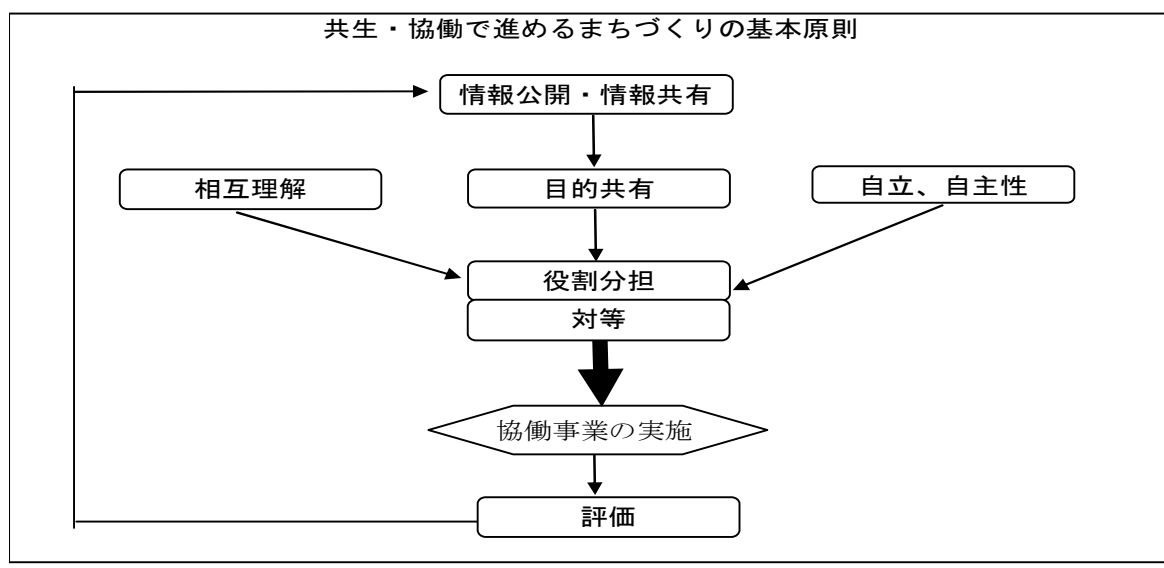
それぞれの役割と組織の特性を踏まえ、協働の目的が何であることを共通理解し、確認しながら**役割分担**することが必要です。

#### ④ 情報公開、情報共有の原則

協働に関するあらゆる情報が公開され、拓かれた状態にし、公開性、透明性が確保されることで、互いの信頼関係につながります。又、お互いが持つ欠かせない情報を共有するとともに、すべての市民に公開して協働社会を目指します。

#### ⑤ 評価の原則

協働の活動内容および成果を評価、検証し、明らかになった課題を次の協働に活かしていきます。



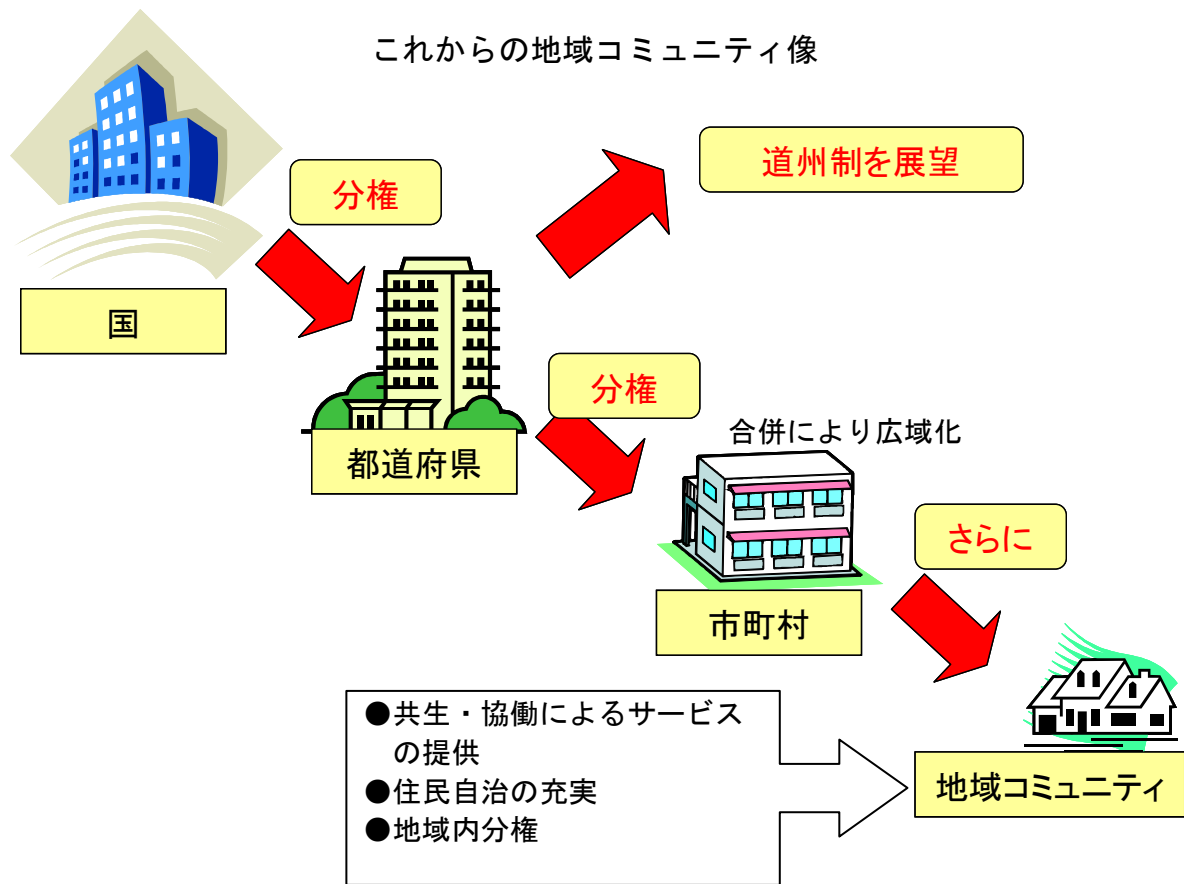
協働は、お互いの情報公開と情報共有を行い、目的共有と相互理解をすることから始まります。そのうえで、お互いの自立、自主性を尊重し、適切な役割分担をし、対等な関係のもと協働事業を実施していきます。

### 第3章 地域内分権のすすめ

#### 1 地域力向上と住民自治の拡充

市から地域コミュニティへと『地域内分権』を確立していくためには、まず、各地域から地域まちづくりに必要な公益事業を提案できるような制度を整備することです。

また、これからは、町内会を中核とした地域コミュニティが主体となり、「地域のことは住民自らが決定し、その責任も自らが負う。」という自己決定・自己責任のもと、地域に密着した満足度の高いまちづくりを実現するための「地域まちづくり計画」を定め、実行していくことが「地域力向上」と「住民自治の拡充」に繋がります。



#### コミュニティとは

共同体。ある目的や興味を共有した人同士の集団です。

例：町内会、高齢者クラブ、子ども会、女性クラブ、NPO・ボランティア団体、消防団、学校、PTA、青年団等の集団

#### 地域コミュニティとは

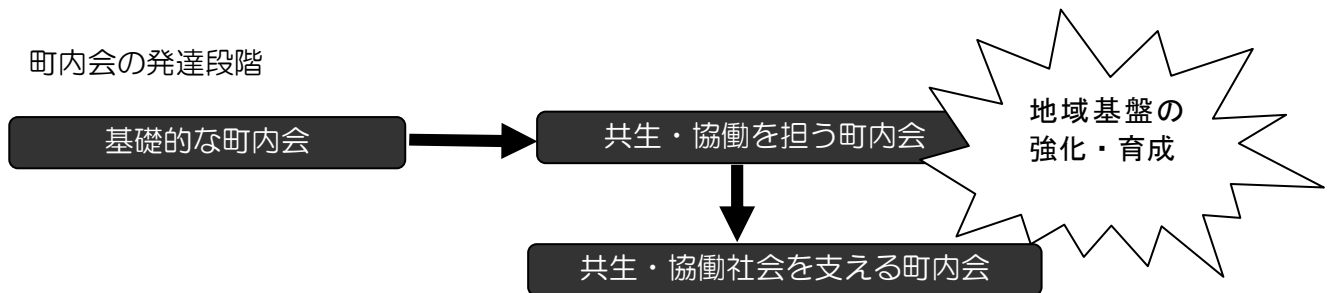
地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生、医療、福祉、遊興、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいは地域にあるコミュニティが結集した時の呼称。

## 2 地域コミュニティづくりのために（町内会の統合・再編の推進）

今後、共生・協働で進めるまちづくりを推進していく中で、新しい地域コミュニティの創出に向けた取り組み及び仕組みづくりは必要不可欠であり、その中でも、町内会は地域コミュニティの核となる組織として位置づけております。

しかしながら、町内会によっては、事業計画や役員を選出などを明記した規約等を必要としない小規模町内会や、近い将来限界集落に陥る町内会があり、まずは基本的な町内会組織としての財政基盤と機能を再生・強化し、多様な人材を確保する取組として、町内会の統合・再編を推進していく必要があります。

### 町内会の発達段階



	定義	活動内容
基本的な町内会	①住民票を定めて地域に居住し、「絆の意思」を持つ市民が参画していること。 ②会の規約・町内会長等役員を有し、全員が参加できる総会を年1回以上開催していること。 ③地理的にまとまった区域の市民が構成すること。更に小括りの班を設置すること。 ④加入は世帯単位とし、100世帯以上を目指すこと。 ⑤町内会の加入率が向上することを目指す。	・会員間で、放送・文書・伝達等による定期的な連絡を行うこと。
共生・協働を担う町内会	①会員の親睦、快適な環境の維持管理、共同の利害への対応、会員相互の福祉・助け合いのために、独自の事業に独自の負担で取り組んでいること。 ②専門部を設置して組織体制を整備するほか、敬老会や子ども会など、町内会の様々な目的団体との連携を図り、事業に取り組んでいること。	・町内運動会、伝統芸能の継承、見回りパトロール、道路や公民館の清掃、敬老祝賀会及び子ども見守りなど
共生・協働社会を支える町内会	①市民と行政の距離を埋め、行政に代わって様々な公共サービスを担う町内会。 ②経費の負担は行政または受益者が負う。 ③町内会は守秘義務や財務処理など、行政及び市民に対する契約上の責務を負う。全市民を対象にすることでボランティア精神についての理解を要する。	・市道・農道などの維持管理 ・証明発行や各種申告受付などの窓口サービスの提供 ・行政とともに構築する新しい公共サービスの提供など ・市政運営に対する意見等を取りまとめて連絡すること。

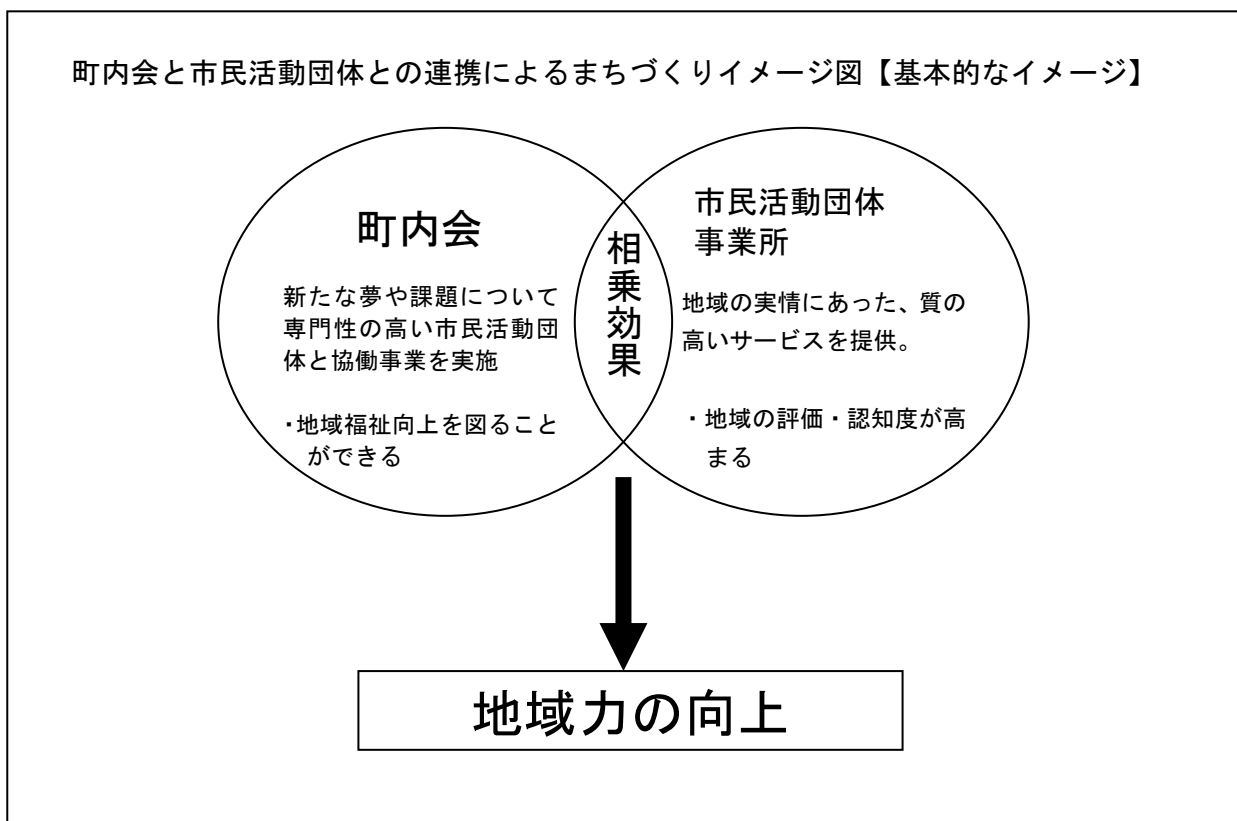
### 3 町内会と市民活動団体との連携から創出する地域コミュニティ

市では、地域内での人的ネットワークを持っている【地縁系】の町内会と行政だけでは、充分に対応できない部分を補うため、福祉分野等のテーマを持つ市民活動団体【テーマ系】と協働することにより、相乗効果が生まれれば、「地域力」が増すと考えております。

事業性の高い市民活動団体の場合は、地域の実情に合った、きめ細やかな質の高いサービスを提供していくことができれば、市民活動団体としての評価や認知度が高まり、町内会からの寄附や資金提供などが期待でき、新たなサービスの受け手、つまり「顧客」を獲得することができます。

町内会にとっても、専門性の高い市民活動団体からサービスを提供してもらうことができれば、住民の満足度は増し、更に地域福祉が向上し、地域活動の活性化につながる考えられます。

町内会と市民活動団体が、地域社会を構成する同じ市民としてお互いを理解し合い、緊密に協働していく関係を築き、協働事業を展開することができれば、住民自治にむけた新たな活力となり、豊かな共生・協働地域社会が形成されていくでしょう。



#### 【取組の具体例】

##### ○ 地域生活道等の整備・補修事業

地域住民から改修要望のあった道路（里道）の擁壁工事と拡幅工事を町内会有志の手で実施し、道路を整備する。【道普請】

工事に際しては、市から使用済みのU字溝を譲り受け、重機類を地元業者から無償提供されるといった取り組みです。

ほかには、単身（独居）高齢者への福祉サービス事業・障がい者との交流事業・地域行事の活性化事業・防災・防犯対策の強化事業・交通安全啓発の強化事業・地域ブランドの開発事業・子育て支援事業（学童保育等）等が考えられます。

#### 4 コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の構築

共生・協働の理念に基づいた社会を構築し、自立した住民自治を確立していくためには、町内会を地域コミュニティの中核とした一定地域（エリア）で、行政・市民活動団体、事業所が結集し、防犯・防災から子育て支援や高齢者が安心して暮らせるような希望に満ちた地域づくりを目指す、地域の総意による、地域に密着した、地域が必要とするサービス等を協議する場が必要です。

このような仕組みとして「コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）」の構築が考えられます。

##### コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）

コミュニティ・プラットフォームとは、市の区域を一定の地域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、そこに財源や権限を移譲し、自主的に地域課題を解決する活動やより良い地域まちづくりを推進していく住民自治の組織手法です。

##### （１）地域コミュニティ協議会の設置について

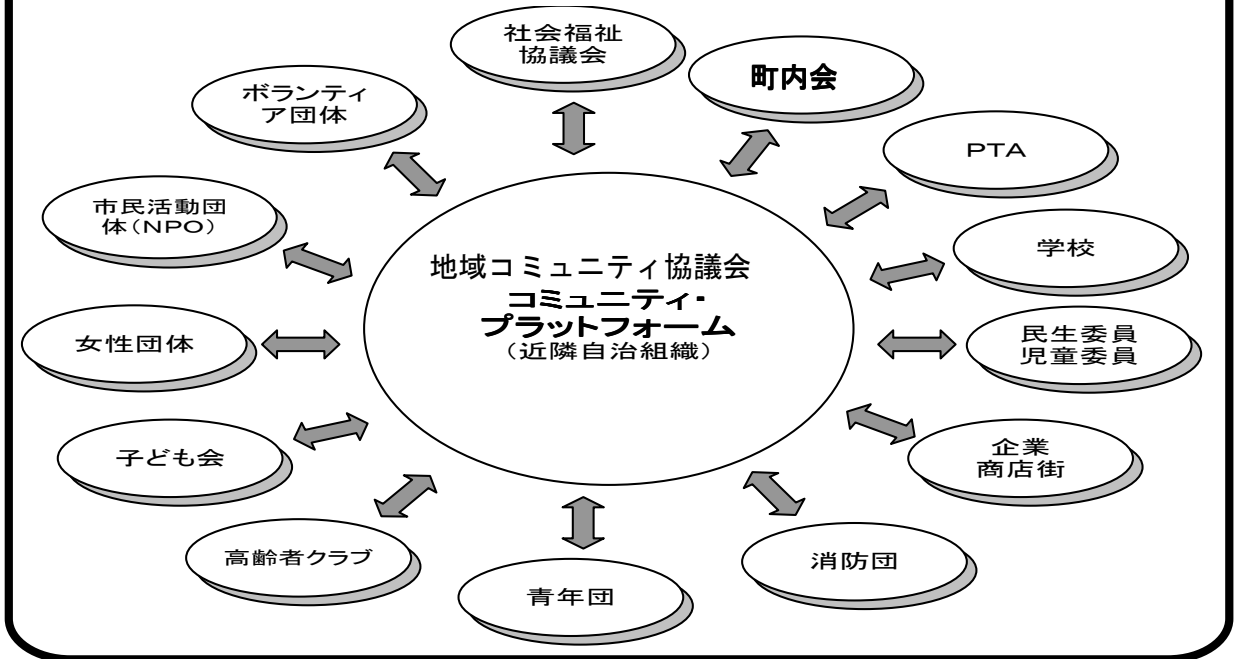
自主的に地域課題を解決する活動や、より良い地域まちづくりを推進していく住民自治の組織手法であるコミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の考えをもとに、原則として中学校区単位で地域コミュニティ協議会を設置し、地区学習センター等を活動拠点として活用します。

##### （２）地域コミュニティ協議会制度概要

項 目	内 容
設置主体	市民
設置方法	市民による設立準備会の申請を市が認定して設置する。
団体の位置づけ	市が認定した任意団体
設置地域	原則として中学校区に1つ ※地域の実情に応じて単位を変更
拠点施設	地区学習センター等
機 能	① 地域の夢や課題について、対策を自主的に協議し、解決すること。 ② 自主的に解決できない案件を行政と協議・協力して行うこと。 ③ 地域内において実施する必要がある事業を市に提案すること。 ※将来的には、証明発行など行政サービス事務の委託を検討する。
行政の関与	① 協議会の設立準備、その運営について必要と認める予算上の措置等を講ずる。 ② 要請により、市が事務等の支援を行う。 ③ 運営のアドバイス・行政との連絡を担う。 ④ 提案に対しては、法令等との整合性や公正公平性の確保の観点から審査を行い、実施する必要があると認められる事業について、予算上の措置を講ずる。
委 員	① 地域内に居住する市民（その地域で働く者・学ぶ者・事業所を有する法人・その他団体を含む。）で構成する。 ② 町内会長等の町内会役員を中核とする。
設置根拠	新たに設置する規則又は条例による。



【地域コミュニティ協議会構成団体イメージ図】



地域コミュニティ協議会組織イメージ図

最高決議機関（総会年1回）  
各部会の年度計画や実績報告を行います。

総会

市（行政）

夢のあるまちづくりや地域課題の解決等計画や実績を公表し、地域住民の総意に基づく地域計画書を市に提出し、予算等の要求を行います。

役員会

執行機関として協議会全体のとりまとめ及び運営を担当

市は提出された地域計画書を審査し、必要や支援及び予算措置を講ずる。

運営委員会

役員会の運営をチェック（評価）する機関

事務局

協議会に関する庶務と活動拠点施設の管理運営を担当する。

〇〇部会

〇〇部会

〇〇部会

〇〇部会

〇〇部会

例：生活環境部会

ごみ・空き地・空き家問題等に町内会、市民活動団体（NPO）、ボランティア団体等で取り組む。

子育て・青少年育成部会

学童保育や郷土教育等に町内会、女性団体、子ども会、学校、PTA、青年団等で取り組む。

防災・防犯・交通安全部会

防災・防犯・交通安全啓発運動を町内会、消防団、交通安全協会、PTA等で取り組む。

高齢福祉部会

単身（独居）高齢者の見守りや高齢者介護等に町内会、社会福祉協議会、高齢者クラブ等で取り組む。

※各部会の連携：災害時等に備えて、高齢福祉部と消防団で単身（独居）高齢者の情報を共有しておく。

## 第4章 行政が果たすべき役割

### 1 市民活動が行いやすい環境づくり

地域社会が抱える多様な問題に対して市民と行政が協働して取り組んでいくためには、市民の自主的な市民活動が活発に行われていかなければなりません。

そこで、行政は、市民活動が行いやすく、パートナーとして自立・発展していくような環境づくりに取り組む必要があります。

#### (1) 人材の育成

地域づくりは、人づくりといわれます。地域とは人々が生活する場そのものであり、そこに生活する人々の存在が不可欠だからである。そのためにも、地域づくりや地域課題に取り組んでいくためには、専門知識やノウハウを持った人材を育成することが重要です。セミナーやフォーラムなどを開催し、活動への理解を広めたり、リーダー養成、組織運営のマネージメント研修など必要な知識や技術を習得することができる機会や場の充実が必要です。

#### (2) 情報の収集と提供

市民活動団体に関する情報を収集とともに、活動事例や行政等の情報の提供が重要です。

#### (3) 活動場所の提供

市民活動団体が交流や会議を行い、活動事例や情報収集・提供ができる場や印刷などの事務作業ができる場が必要です。

#### (4) 活動の支援

市民活動を促進するためには、市民活動の自主・自立性を尊重して、活動を支援することが必要です。

その中で、財政支援を行う場合は、その活動の公益性や継続性を考慮し、適正な支出や提供を行い、併せて、結果や成果を公表して次の事業に活かすことが重要です。

また、市民が安心して市民活動に参加できるような体制を整えることが必要です。

このことについては、補助金の公募制や新たな制度等も含めて、効果的な支援のあり方を検討していきます。

## 2 庁内体制の環境整備

協働事業を全庁的取り組みとするために、総合窓口を市民活動推進課に置き、庁内の連絡調整や情報の集積、町内会や市民活動団体等からの相談や事業提案等に応じる関係課とのコーディネートを行う必要があります。

また、関係各課にも相談窓口を設置し、協働推進体制の確立を図る必要があります。併せて、庁内横断的な推進体制も整備していきます。

### (1) 職員意識の高揚

市民活動団体等との協働をより効果的なものとしていくためには、職員一人ひとりが市民活動に対する理解を深め、協働の手法を身につけていくことが何より重要です。

このため、本基本指針の内容を職員に周知するとともに、職員の意識改革を図るため、市民活動団体等との協働に関する職員研修の実施や職員向け協働マニュアルの作成、協働事例の共有化などを進めていきます。

市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、必要に応じて、誠実かつ速やかに調査し、対応するなど、平素の行政運営を適切に行うことで、協働を推進する上で最も必要とされる信頼関係を築いていくよう努めます。

協働を推進するため、職員は自らも協働や市民活動、情報の共有に関する基本的知識を身につけるとともに、地域・社会的課題を市民の一人として考え、さらに、地域活動に積極的に参加するなど直接現場に触れることで理解を深め、協働や市民活動に対する意識の高揚を図り、「職員力」を育てます。

#### 1 求められる職員像

本市の人材育成に当たって、求められる職員像は次のとおりとする。

##### 1 新たな時代の変化を的確に捉え、積極果敢に挑戦する職員

国内外に押し進められている各分野の改革の方向性や進捗状況を的確に捉え、新たな時代の基礎づくりとなるまちづくりや環境対策、地方分権の推進などの新たな改革にひるむことなく積極果敢に「挑戦」する職員を目指します。

##### 2 経営型行政の実現をめざし、自己変革に努める職員

市職員の業務は、市民生活に密着していることから、常に市民の目線に立って、市民の声や地域の厳しい現状をしっかりと受け止め、「地方公共団体は、最小の経費で最大の効果を挙げる。」という基本原則に則って、今後は経営感覚に基づく行政経営の実現に向けた各種取り組みを推進しなければなりません。

そのためには、組織機構の各事務事業の大胆な見直しや職場風土など全ての分野を「改革」の対象とし、職員自らも、「自己改革」の目標を掲げ、より一層の業務効率の向上や業務改革を実践する職員を目指します。

##### 3 市民と協働で活力に満ちた魅力ある地域を創造する職員

行政の目標は、市民が安全に、安心して、安定した暮らしが営め、地域が元気で、活力にみなぎる市民生活を「創造」することです。

全ての市民が、愛着と誇りを持ち、内外に情報を発信できる魅力ある地域を市民と協働で「創造」する職員を目指します。

また、地域において職員は、常に地域活動のリーダーとして積極的に参画するとともに、市民から信頼される職員を目指します。

#### 2 求められる職場像

1 活力ある市政の推進に向けて、成すべき仕事の目標を掲げ、その達成に向けて、職場一体となって日々の研鑽に励む。

2 職員相互の信頼と理解に基づく心豊かな組織の中で、職員一人ひとりの能力が存分に発揮される職員風土の維持向上に努める。

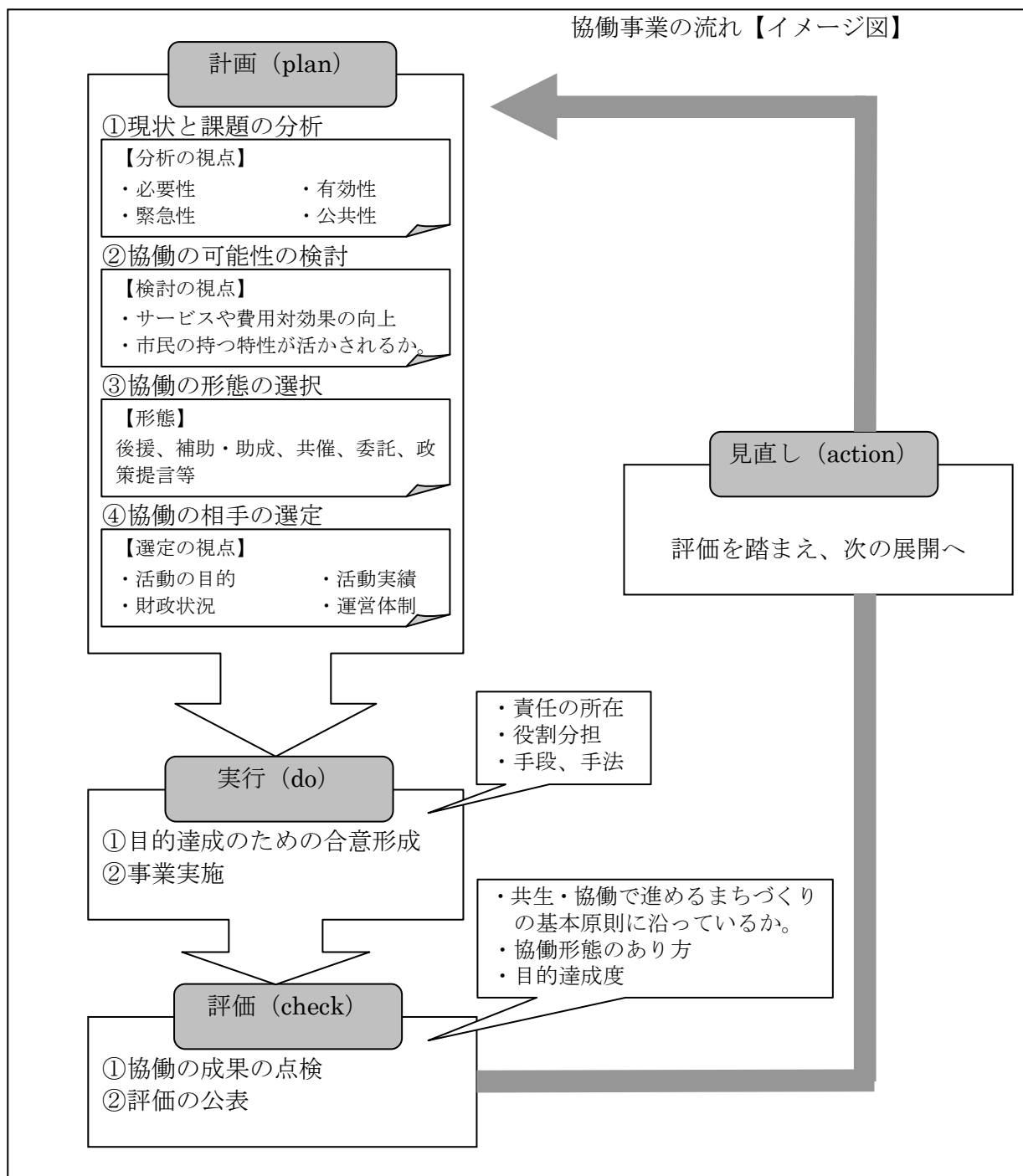
【鹿屋市人材育成基本指針より抜粋】

## (2) 協働事業の推進

協働事業の実施にあたって、市と町内会・市民活動団体等においては、組織としての考え方や仕組みが異なることから、協働事業の目的を共有化し、役割分担や責任を明確にした上で、日ごろから情報交換や意見交換を行い、意思の疎通を図りながら事業を進めていくことが必要です。

具体的な協働事業の流れについては、下記の図のような手順になります。

また、既存事業の見直しや、新たな協働事業の検討を行うにあたっては、今後の方向性も視野に入れ、継続的な業務改善に努め、着実に協働事業を進めていくことが肝要です。



### 3 共生・協働で進めるまちづくり制度の確立

#### (1) 市民参画制度の充実

市民と市との協働関係を築くための基本的な要素の一つが、市民参画の推進です。このため、政策や計画の立案から実施・評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参画を促進し、市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることを目指します。

#### 市民参画の例

項 目	内 容
審議会等の設置	市の基本的な政策や施策等の企画立案段階において、専門的、技術的な立場から審議し、市長等に対して答申や報告をもらう必要がある場合に設置します。
市民アンケートの実施	広く市民の意向等を把握するために、設定された項目や設問に対して一定期間内に回答を求めるものです。
市民説明会の開催	市民に対し直接、概要や市の考え方を説明し、市民から幅広く様々な意見を聴く必要がある場合や市民に理解を求める場合に開催します。
市民ワークショップ	市民が自由に意見やアイデアを出し合いながら、課題や問題点等を洗い出し、その解決方法を導き出す中で、より良い方策を提案し、合意形成を図る方法です。
パブリックコメント	計画等の原案がまとまった段階において、その趣旨や内容等を公表し、広く市民の意見や提案を求め、その意見等を考慮して、計画等の最終案に反映させていきます。
市民意見聴取制度	市の基本的な政策や施策等の計画等の企画立案段階において、広く市民の意見やアイデアを聴く制度
市民提案制度	町内会や市内に活動拠点のある市民活動団体が、自ら掲げるテーマや市が定めたテーマについて提案し、または提案した上で市の協力を得ながら自ら実施する制度です。
市民広聴制度	おでかけ市政トーク 市職員等が町内会や市民活動団体等からの要請に応じて出向き、直接市政やまちづくりについての意見を聴き、市政運営に生かしていく制度です。

#### (2) 条例の制定

本市にとって『市民との協働』は、市政運営の根幹をなすものであり、市民主体のまちづくりを進める意味からも、その位置付けを明確にする必要があります。

そこで、市民と行政が一層協働を推進し、暮らしやすいまちづくりを実現するための根拠法規として、市民との協働によるまちづくりに関する条例制定に向けた検討を進めます。

## 参考資料

### ○ 共生・協働で進めるまちづくり基本指針の策定までの経緯 (鹿屋市協働まちづくり推進委員会)

会議	開催日	協議事項等	会場
第1回	平成20年 7月1日 (火)	1 市勢概要 2 鹿屋市総合計画概要 3 協働ハンドブック 4 市民活動支援事業概要 5 会議の進め方	鹿屋市役所 議会棟3階 全員協議会室
第2回	10月10日 (金)	1 委員会の協議・検討事項等について 2 協働によるまちづくりの基盤づくりについて (1) 町内会の再生と強化をめざして ①町内会における現状と課題について ②町内会の再編について ③コミュニティ協議会について ④町内会活動への職員の関わり方について	鹿屋市役所 6階 601・602 会議室
第3回	平成21年 1月29日 (木)	1 地域コミュニティについて 2 NPO(市民活動団体)の現状と課題について 3 平成21年度の委員会の進め方について	鹿屋市役所 7階 大会議室
第4回	5月12日 (火)	1 「共生・協働で進めるまちづくり」指針の作成について 2 指針に盛り込むべき項目等について 3 今後の作業の進め方について	リナシティかのや 2階 情報研修室
第5回	7月16日 (木)	1 (仮称)「共生・協働で進めるまちづくり」指針の目次修正案について 2 指針原案、第1章から第2章について 3 今後の作業の進め方について	リナシティかのや 2階 芸術文化学習プラザ 研修室3
第6回	8月20日 (木)	1 指針原案 第1章から第2章の加除・修正について 2 指針原案、第3章から第4章について 3 次回の日程等について	リナシティかのや 3階 フリールーム
第7回	9月28日 (月)	1 指針原案 第3章から第4章の加除・修正について 2 指針提言書(案)について 3 次回の日程等について	鹿屋市役所 7階 大会議室
第8回	10月22日 (木)	1 提言書(製本)の確認について 2 指針を活かすための方策について (1) 町内会統合・再編について (2) 地域コミュニティ協議会の形成について ○ 市長への提言書提出	鹿屋市役所 6階 601・602 会議室

11月24日(火) 鹿屋市共生・協働推進検討委員会 基本指針素案の検討会議

★平成21年12月21日～平成22年1月8日 パブリック・コメントの募集

## ○ 鹿屋市協働まちづくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民協働まちづくりの推進に関し、有識者等の意見等を反映させ、総合的な施策の推進を図るために、鹿屋市協働まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるとともに、必要な事項を提言するものとする。

- (1) 協働によるまちづくりの基本的な考え方に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの基盤づくりに関すること。
- (3) 協働によるまちづくりの進め方に関すること。
- (4) その他協働によるまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

○ 鹿屋市協働まちづくり推進委員会委員名簿

NO	要綱第3条区分	氏名	所属団体
1	学識経験者	やました もとむ 山下 求	(社) 鹿屋市社会福祉協議会長
2	学識経験者	やまざき としお 山崎 利夫	鹿屋体育大学体育学部 教授(理学博士)
3	市民活動団体関係者	さいとう すずこ 齋藤 鈴子	NPO 法人隣の会代表理事
4	市民活動団体関係者	おとし ひとみ 落司 ひとみ	シード・フォー【女性団体】 (1級建築士)
5	市民活動団体関係者	くしだ てるお 串田 輝男	鹿屋市町内会連絡協議会会長 笠之原町内会長
6	市民活動団体関係者	まえだ としお 前田 利雄	前百引校区公民館長
7	市民活動団体関係者	いまむら としろう 今村 利郎	柳谷町内会(やねだん)役員
8	市民活動団体関係者	ほりうち こうじ 堀内 航司	NPO 法人かのや健康スポーツクラブ理事
9	市民活動団体関係者	きした たかし 木下 高志	大始良経済文化同友会青年部長 木下養豚有限会社 代表取締役
10	公募により選出された者	たけのうち いきお 竹之内 勲	元吾平町教育委員
11	公募により選出された者	まつした くわこ 松下 久和子	生け花教室講師
12	公募により選出された者	みむら はつお 三村 初男	鹿屋市文化協会常任理事
13	その他市長が必要と認める者	ひらた いつみ 平田 いつみ	陵北荘所長【障害者支援施設】
14	その他市長が必要と認める者	よしはら たかし 吉原 隆	鹿屋市観光協会事務局長
15	その他市長が必要と認める者	くらかけ きとみ 鞍掛 里美	ボランティア実践者 リラクゼーションハウス マハロ代表



## ○ 鹿屋市共生・協働推進検討委員会設置要領

(設置)

第1条 共生・協働に関する施策について、総合的かつ効果的な施策を推進するため、鹿屋市共生・協働推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、共生・協働推進のために、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 共生・協働推進に関する施策について、関係機関との総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 鹿屋市協働まちづくり推進委員会設置要綱(平成20年鹿屋市告示第17号)により設置された、鹿屋市協働まちづくり推進委員会の意見等に関すること。
- (3) その他共生・協働に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民環境部長を、副委員長は市民活動推進課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職員をもって組織する。

(委員長等の任務)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議の議長となり、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員自ら会議に出席できないときは、当該会議の協議事項について実質的に判断することのできる職員を代わりに出席させることができる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の関係課長等に対して会議に出席するよう求めることができる。

(会務の庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民環境部市民活動推進課で行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

○ 鹿屋市共生・協働推進検討委員名簿

機関	職名
総務部	総務課長
	情報行政課長
企画財政部	企画調整課長
	財政課長
	税務課長
行財政改革推進本部	行財政改革推進本部副本部長
	市民環境部長（委員長）
市民環境部	生活環境課長
	市民課長
	市民活動推進課長（副委員長）
保健福祉部	福祉政策課長
	子育て支援課長
	高齢福祉課長
	健康保険課長
	健康増進課長
農政部	農政水産課長
	農地整備課長
	畜産林務課長
商工観光部	商工振興課長
	観光振興課長
建設部	都市政策課長
	道路建設課長
	建築住宅課長
	公園課長
農業委員会	農業委員会事務局長
教育委員会	教育総務課長
	学校教育課長
	市民スポーツ課長
	社会教育課長
	文化課長
吾平総合支所	地域振興課長
輝北総合支所	地域振興課長
串良総合支所	地域振興課長